補助金等の見直しに係る指針(概要)

1. 補助金の支出根拠

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、<u>その**公益上**必要がある場合</u>においては、寄附又は補助をすることができる。

2. 補助金の定義

補助金とは、市が特定の事業・活動を助長・奨励するために<u>公益上の</u>必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの。

※負担金:市が、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等が行 う特定の事業から特定の利益を受けることに対して、一定の 金額を負担し支出するもの。

3. 補助金の趣旨

補助金の本来の趣旨は、<u>組織力や運営基盤が脆弱な**初期段階**の支援措置</u>として、団体が<u>自立できるまでの一定期間について行われるべきもの</u>。また、市民からの税金等を使って交付する以上、透明性の確保や説明責任が強く要求される。

4. 基本的な考え方

(1) 公益性の確認

公益性が客観的に認められるかどうかを、次のとおり検証・確認する。

- ①「交付要綱」等で補助金交付の目的が明文化されていること。
- ②①の目的が具体的であり、市が関与して推進すべき事業であると確認できること。
- ③市の政策目的(総合計画等の記述内容や行政評価の方向性)と合致していること。
- ④市民ニーズに対応し、補助金交付の効果があること。
- ⑤受益者が特定の者に偏らず、市民の間に不公平が生じないこと。

(2) 適格性の確認

次のとおり、検証・確認する。

- ①市が事業を行う場合と比較し、経費面で有利であるか、専門性を活か せるか、などのメリットがあるか。
- ②他の団体や個人等への再補助がないか、食糧費や慶弔費等が含まれて

いないか、過大な繰越金がないか、などの補助金の使途が適正か。

- ③市職員が**事務局**を務めるなど、過度な行政支援がないか。
- ④<u>補助対象者の**財務状況**</u>等から勘案して、補助金の必要性があるか、又は補助金の額が適当か。
- ⑤<u>他の代替的手段</u>がある場合は、その優劣を吟味して交付すべきか否か を判断する。

(3) 事業費補助の原則

- ①今後の補助金のあり方については、<u>団体等の維持・存続を目的とする</u> 経費(人件費等)や施設運営費に対して補助する「**運営費補助**」では なく、原則として<u>事業を実施するうえで必要となる経費</u>に対して補助 する「**事業費補助**」が望まれる。
 - ※「運営費補助」は、人件費・事業費等が混在しているため、補助 の目的が不明確になりがち。
- ②事業費補助においても、補助事業の実施には当然に人件費が必要なものも想定されるため、その場合には、人件費を補助対象とするべきかどうかは、補助制度設計上の問題となる。

(4)補助対象経費の明確化

- ①<u>対象経費は、事業費に限定</u>し、**交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費**等、 補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理費的な 費用は、原則として補助対象経費とはしない。
- ②<u>事業に直接結びつかない視察・宿泊</u>を伴う研修費用は、原則として補助対象経費としない。
- ③設立後間もない団体は、組織力や運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助が必要となる場合があるが、その場合、補助の対象となる経費の範囲を明確にし、かつ終期を設定し、段階的に補助金を減額する。
- ④<u>他の団体・個人への再補助</u>・負担金については、原則、対象経費としない。

(5)補助額の適正化

①上乗せ補助

国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的な理由が ない限り、国・県の交付要綱に定められた額を超える「<u>上乗せ補助」</u> は行わない。

②繰越金

補助対象者の決算において、繰越金の額が補助額を超えている場合は、補助額を調整(減額)すること。

③少額補助

補助対象経費に占める補助金の割合が 10%未満の補助金は、原則、 廃止すること。

④全額補助

事業費の全額を補助金で賄っている事業は、委託事業として実施することを検討するか、又は上限額を設定するか、若しくは補助率を 2 分の1以下まで引き下げること。

⑤定額補助

補助基準があいまいであるため、補助対象を明確にすること。

(6)終了の検討(終期設定)

- ①市単独事業の補助金については、<u>同一団体等への交付は原則として「サンセット方式」として**3年以内**の終期を設定</u>し、更新が必要な場合には、見直しを検討する。
- ②国や県の制度による補助は、その制度の終了と合わせて、原則、市の 補助を終了させる。
 - ※ 終期が到来したとき、「ゼロベース」で補助事業を見直す。